

事務連絡  
令和4年3月10日

各都道府県衛生主管部（局）  
がん対策主管課 御中

厚生労働省健康局がん・疾病対策課

「事業評価のためのチェックリスト」及び  
「仕様書に明記すべき必要最低限の精度管理項目」の一部改定について

がん対策の推進につきましては、平素から格段のご配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

がん検診における事業評価については、「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」（平成20年3月31日付け健発第0331058号厚生労働省健康局長通知別添）において、「事業評価のためのチェックリスト」等により実施状況を把握するとともに、がん検診受診率、要精検率、精検受診率等の「プロセス指標」に基づく評価を行うことが不可欠である。」とされております。

今般、「事業評価のためのチェックリスト」及び「仕様書に明記すべき必要最低限の精度管理項目」の一部が改定され、国立研究開発法人国立がん研究センターから別添のとおり示されました。

貴職におかれましては、改定内容について御了知の上、貴管内市区町村及び関係団体に対して周知するとともに、適切に対応いただきますようお願いいたします。